

もりぢから
「農中 森力 基金」第12回助成案件の決定 および
もりぢから
「農中 森力 基金」第13回助成事業の募集について（お知らせ）

今般、「公益信託 農林中金森林再生基金」、通称「農中森力(もりぢから)基金」の第12回助成案件が決定いたしましたので、お知らせします。

本基金は、従来の森林施業の課題である「施業集約化」や「搬出間伐等」の取組みに加え、前回から森林の空間利用や生物多様性保全に関する事業も主体的に助成できるよう拡充し、地域の模範となり、高い波及効果が見込まれる事業や先進的事业について、地域の中核を担う林業事業体（非営利の法人）の事業実施態勢の整備をサポートすることとしています。

上記観点による審査の結果、本年度（第12回）は14件の応募の中から4案件、合計97百万円の助成が決定されました。

今回の決定案件は、山火事からの回復、広葉樹林活用のモデル事業、ウバメガシ林の軽架線択伐モデル構築、非皆伐施業によるヒノキ人工林の再生・循環、というそれぞれの地域が抱えている特有の課題等を解決し、これまでの取組みを一步前に進めることにより、地域の中核を担う事業体としての事業実施態勢の整備を目指しています。

○助成決定案件の概要 別紙1

なお、本基金は、国内の民有林の公益性を發揮させることを目指した活動に助成し、本基金事業の地域への波及・展開により森林のCO2吸収機能を向上し、脱炭素社会の実現に貢献することを期待しています。2026年度（第13回）につきましても、昨年同様の内容で継続することとし、4月1日（水）から募集を開始することとなりましたのでお知らせします。関係団体の皆さまの積極的なご応募をお待ちしています。

（募集期間：2026年4月1日（水）～6月30日（火）（当日消印有効））

- 農中森力基金の概要 別紙2
- 農中森力基金の募集要項 別紙3
- 農中森力基金のスキーム図 別紙4

以 上

《本件にかかるお問合せ先》
農林中央金庫 経営企画部広報コミュニケーション班（藏方、丹羽）
TEL 03-6362-7172

○農中森力(もりぢから)基金(第12回)助成決定案件の概要等

助成対象先	事業の概要
<p>よねざわちほう 米沢地方森林組合 (山形県)</p> <p>事業実施面積 29ha</p>	<p>事業名：南陽市秋葉山山火事からの超回復プロジェクト</p> <p>令和6年に発生した南陽市秋葉山における森林火災で焼失した122haに及ぶ森林については、全域が山形県南県立自然公園に指定されており、その再生に関して制限があることに加え、民有林については所有者自身も所有する山林の境界がわからない箇所も多い。このため、当組合は、2025年度事業において境界明確化を行い所有者の確認等を行うとともに、エリアを自然公園の機能を発揮させる箇所、林業としての活用を目指す箇所等、制限内容や有識者の見解も踏まえたゾーニングを実施している。</p> <p>本年度は、ゾーニングに基づく森林整備や、南陽市と連携した植樹イベントの実施など小学生や市民へ本事業の普及啓発活動を行うことで、将来にわたって市民に親しまれながら活用でき、森林の持つ多面的機能が高度に発揮される秋葉山の再生を目指す。</p> <p>(申請の背景等)</p> <p>本事業では、対象地を「公園林」、「生産林」、「環境林」としてゾーニングし、その機能発揮のため、被害状況に応じ伐倒、破砕散布、植栽等の整備を行うこととしている。加えて、森林再生の取組みに市民が直接参加することで、ゾーニングの意味や森林のもつ多面的な機能を広く学び、体感してもらえるようなフィールドとして整備し、被災森林を速やかに蘇らせることを目標として、今回の申請に至ったもの。</p> <p>【申請金額】総事業費：48,361千円、森力助成：26,309千円</p>
<p>きょうたんば 京丹波森林組合 (京都府)</p> <p>事業実施面積 9ha</p>	<p>事業名：天然林改良と教育林づくりを中心とした整備による広葉樹林活用のモデル事業</p> <p>近年、広葉樹林を巡っては、海外から供給される材が不安定となっている一方、種々の活動の場として需要が根強いこともあり、広葉樹林への関心が高まっている。</p> <p>本事業では、その広葉樹林において、森林の公益的機能を維持・向上させつつ、木材生産と空間利用が両立する継続利用が可能なモデル林の整備、特に空間利用については、森林教育等のための場を整備し、ハード事業にとらわれないソフト利用による収益づくりの仕組みを構築、併せて地域還元の方法についても検討することを目的とする。</p> <p>(申請の背景等)</p> <p>本事業の対象地は集落に隣接しており、アクセスが良好ながら近年は里山としての利用が縮小している。この未利用状態の広葉樹林で木材搬出や更新のモデル事業を実施し、得られた知見を京都府や京丹波町に共有することで、現状では事業量が限定的になっている広葉樹林施業の拡大を促進する。また、空間利用についても仕組みづくりを行い、木材生産以外の需要にも対応して森林の魅力創出、関係人口の増加、収益化、担い手の育成などにつなげるため、今回の申請に至ったもの。</p> <p>【申請金額】総事業費：18,848千円、森力助成：18,464千円</p>

<p>みなべ川森林組合 (和歌山県)</p> <p>事業実施面積 7ha</p>	<p>事業名：ウバメガシ林の軽架線択伐モデル構築とシカ管理による持続可能な薪炭林整備～世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」の継承を目指して～</p> <p>みなべ町の特産品である備長炭、その原木を生産するウバメガシ薪炭林がもたらす里山機能は世界農業遺産として認められているが、近年は施業未実施やシカによる萌芽枝の食害により、原木供給の縮小、「梅システム」に不可欠なミツバチ蜜源となる下層植生の減少や水源涵養機能の低下など、地域全体に深刻な影響を及ぼしている。</p> <p>本事業はこれらの課題を解決し里山機能を回復するため、地域全体の産業や環境、文化への影響など、まさに森林の多面的機能を考慮した、一体的かつ省力的で持続可能な施業システム構築を目指すことを目的とする。</p> <p>(申請の背景等)</p> <p>事業対象地は、急斜面や麓の梅畑との競合で作業道が延伸されず施業未実施により原木が大径化し、樹冠閉鎖による林床の光環境悪化に加えて、シカの食害が激化し施業後もウバメガシの天然更新が期待できない状況となっている。</p> <p>このため、急斜面地の択伐施業に適した作業道・モノレールの敷設と軽架線集材システムの構築、ドローンによる効率的な施業候補地調査とモニタリング、事業地へのシカ侵入を制限する効率的な柵の設置などを行い、森林の公益性を持続的に発揮できるモデル林の構築を行うため、今回の申請に至ったもの。</p> <p>【申請金額】総事業費：22,637千円、森力助成：21,827千円</p>
<p>ながさきけん 長崎県森林組合連合会 (長崎県)</p> <p>事業実施面積 14ha</p>	<p>事業名：後継世代を巻き込んだ集約化と非皆伐施業によるヒノキ人工林の再生・循環～生産森林組合を紐帯とした水源の森づくり～(2年間事業)</p> <p>人工林の大半をヒノキが占める長崎県では、列状間伐を経て皆伐再造林に移行しつつあるが、一般民有林の集約化が停滞する中、目標林型への到達を待たずにやむなく皆伐という事例が少なくない。</p> <p>本事業では、本県の基軸であるヒノキ人工林の再生・循環のため、島原半島において〈デジタル選木〉によるヒノキ非皆伐施業を実証し、列状間伐に代わる地域独自の選木による抜き伐りのモデル林分を創出・展示する。また、生産森林組合(以下、生森)を紐帯として、長期に及ぶ森づくりの基盤となる後継世代を巻き込んだ集約化構想を策定することを目的とする。</p> <p>(申請の背景等)</p> <p>本事業では、鍋島藩による保残木施業の歴史を有する島原半島に事業地を設定し、1年目に〈後継世代を巻き込んだ集約化〉として、生森と生森の組合員の個人有林を新たに集約化しつつ、生森の経営改善や世代交代を支援し、地域森林を水源林として管理するための構想を策定、次に、同構想に基づく非皆伐施業のモデル林分を2箇所設定し、〈デジタル選木及びゾーニング〉による搬出間伐(未間伐&未成熟林)と更新伐(間伐済み&成熟林)を2か年に分けて実施する。特に、二等地を対象としたヒノキ非皆伐施業(=搬出間伐・更新伐)については、技術的に十分確立されているとはいえず、本実証によって今後の森づくりの指針を得るため、今回の申請に至ったもの。</p> <p>【申請金額】総事業費：53,033千円、森力助成：30,000千円</p>

農中森力基金の概要

- 1 **名称** : 「公益信託 農林中金森林再生基金」
(通称: 農中森力 (もりぢから) 基金)
- 2 **信託形式** : 特定公益信託
- 3 **委託先** : 農中信託銀行株式会社

4 目的

国内の民有林の公益性を発揮させることを目指した活動に対して助成し、もって森林の多面的機能が持続的に発揮されることを目的とします。

5 助成対象事業内容

国内の民有林の公益性を発揮させることを目指した活動であって、地域の森林に対する長期ビジョンをもった活動でかつ費用対効果に十分配慮した創造性が高いと認められる以下の事業に対する助成金の支給。

- 複数の森林所有者との長期安定的な契約に基づく、ひとまとまりとなった国内の民有林の公益性を発揮させる活動
- 上記に附帯する林地境界明確化、林地調査、不在村者調査、森林・生態系調査、獣害対策等
- その他目的を達成するために必要な事業
- 対象事業の例
 - (1) 森林整備 (施業) : 多面的機能の向上を目指した搬出間伐・切捨間伐、被害森林の整理伐・更新、天然更新のための択伐、間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林の更新等の施業
 - (2) 森林の空間利用 : 森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で利活用するための森林整備 (景観に配慮した施業や遊歩道の整備など)、活動の企画立案、普及啓発 (ただし、施設・高額な遊具等の設置・購入費用は対象外)
 - (3) 生物多様性保全 : 生態系を意識した森づくり、およびそのための森林整備・保全に要する活動

6 助成対象者

営利を目的としない法人で、過去の活動歴等からみて本活動を運営するのに十分な能力、知見を有する団体 (ただし、地方公共団体は除く。)

7 選考方法

当公益信託の運営委員会が、当信託の趣旨、目的に照らし、事業内容や事業の効果等を総合的に勘案して選定します。具体的には、以下の条件に該当する事業の中から、特に、(1)、(2)に重点を置いたうえで、緊急性、継続性、波及性等が高い事業とします。また、当該事業が実施可能な相応の態勢を有する、もしくは態勢強化が見込まれる団体かを確認のうえ選定します。

(1) 助成終了後も継続性・波及性が認められる事業

- ・ノウハウ・技術・生産性の向上、コスト削減等の取組み
- ・地況・林況・森林施業等が同種の地域における模範となり、森林環境譲与税等を活用して地域での継続・波及が見込まれる取組み
- ・事業基盤充実（人材育成、機械化等）を目指した取組み

(2) 過去に例の少ない先進的事業

(3) 森づくりの長期的ビジョンが描かれ、それに基づいて申請事業の位置づけが明確な事業

(4) 施業対象となる森林の整備が危急と認められる事業

(5) 協同組合・地元住民・ボランティア・行政・民間企業等と連携した活動

8 信託財産等

2024年から2026年まで3回募集（第11回から第13回）

- 年間助成額2億円、助成期間3年（6億円を上限）
- 1件あたりの助成金の限度額は30百万円とします。

9 基本的なスケジュール

- 2026年4月 募集開始（第13回）
- 2026年6月 募集終了（第13回）
- 2027年3月 助成先決定（第13回）
- 2027年4月 助成事業開始（第13回）
- 2028年3月 助成事業終了（第13回）

以 上

2026年度

公益信託 農林中金森林再生基金 募集要項

もりぢから
(農中森力基金)

1 趣旨

森林は、農林水産業の持続的な発展に資することに加え、近時、地球温暖化防止、水源涵養、自然災害防止、保健文化機能等、その多面的機能を評価されています。

一方で、戦後の拡大造林期に植林した人工林が成熟期を迎えつつあるなか、山村の高齢化・不在村化が進み、施業意欲の低下から間伐等の手入れが放棄され、過密のまま痩せ細り土壌が流出する、また伐採後の再植林が放棄される等、その多面的機能を果たしえない状況となっています。行政も上記のような状況を問題視し、森林経営管理制度、森林環境税・森林環境譲与税、J-クレジット制度、生物多様性保全、森林の空間利用の促進等、対応を本格化させています。

本公益信託は、こうした国内の民有林の公益性を発揮させることを目指した活動に対して助成し、もって森林の多面的機能が持続的に発揮されることを目的としています。

2 助成対象事業

国内の民有林の公益性を発揮させることを目指した活動であって、地域の森林に対する長期ビジョンをもった活動でかつ費用対効果に十分配慮した創造性が高いと認められる以下の事業に対する助成金の支給。

- (1) 複数の森林所有者との長期契約に基づく、ひとまとまりとなった国内の民有林の公益性を発揮させる活動
- (2) 上記に附帯する林地境界明確化、林地調査、不在村者調査、森林・生態系調査、獣害対策等
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

・ 対象事業の例

- ① 森林整備（施業）：多面的機能の向上を目指した搬出間伐・伐捨間伐、被害森林の整理伐・更新、天然更新のための択伐、間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林の更新等の施業
- ② 森林の空間利用：森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で利活用するための森林整備（景観に配慮した施業や遊歩道の整備など）、活動の企画立案、普及啓発（ただし、施設・高額な遊具等の設置・購入費用は対象外）
- ③ 生物多様性保全：生態系を意識した森づくり、およびそのための森林調査・

保全に要する活動

- ・ 「複数の森林所有者」には、入会集団、財産区、生産森林組合等を含む。
- ・ 対象森林は5ha以上のひとまとまりとなった私有林とする。ひとまとまりとは、対象森林同士が隣接していることを基本とするが、林道が通っており一体的に施業が可能である等、合理的にひとまとまりと判断できればこれを認める。
- ・ 「長期契約」とは、森林経営委託契約・森林経営信託契約・長期施業委託契約・長期管理委託契約(期間5年以上)等とする。

※ 事業の中でも、特に、(1)、(2)に重点を置いたうえで、次のような緊急性、継続性、波及性が高い事業・活動を選定します。

- 例 (1) 助成終了後も継続性・波及性が認められる事業
- ・ ノウハウ・技術・生産性の向上、コスト削減等の取組み
 - ・ 地況・林況・森林施業等が同種の地域における模範となり、森林環境譲与税等を活用して地域での継続・波及が見込まれる取組み
 - ・ 事業基盤充実（人材育成、機械化等）を目指した取組み
- (2) 過去に例の少ない先進的事業
- (3) 森づくりの長期的ビジョンが描かれ、それに基づいて申請事業の位置づけが明確な事業
- (4) 施業対象となる森林の整備が危急と認められる事業
- (5) 協同組合・地元住民・ボランティア・行政・民間企業等と連携した活動

※ 当該事業が実施可能な相応の態勢を有する、もしくは態勢強化が見込まれる団体かを確認のうえ選定します。

※ 森林整備（施業）における対象事業範囲は、直接・密接に関連する取組みまでとします。

例 間伐した立木を共販所（原木市場）又は製材工場まで運び込んだ段階まで。

※ 附帯事業（ソフト事業）のみの申請も認めます（ただし上限金額15百万円以内）。この場合、次年度に必ず森林整備等のハード事業を計画し、ソフト事業計画と同時に提出してください。次年度のハード事業についても、助成の有無にかかわらず事業結果の報告をしていただきます。

3 助成対象者

以下の全ての条件に該当する者を対象とします。

- (1) 営利を目的としない団体で法人格を有するもの。ただし地方公共団体を除

く。

- 例 森林組合・農協・漁協等協同組合、特定非営利活動法人、社団・財団等
- (2) 過去の活動歴等からみて本活動を運営するのに十分な能力、知見を有する団体。
 - (3) 対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体。
 - (4) 共同申請も可能です。その場合代表者を明記したうえで申請してください。

4 助成金額

- (1) 2026年度募集分の助成金総額は200百万円を予定します。
- (2) 1件あたりの助成金の限度額は30百万円とします。
 - ・ 助成先は10先程度を想定しています。
 - ・ 助成金額は、対象事業の所要資金から、①申請者、森林所有者に対する公的な補助金、②対象森林の原木等の販売収入額（助成対象間伐事業等から見込まれる原木販売代金の全額）を除いた部分で、③上限30百万円として助成を行います。
 - ・ 支給方法は「8 選考方法と助成金支給、報告提出義務」を参照ください。

5 助成期間

- (1) 助成の対象となる事業の実施期間は、原則として2027年4月1日以降に開始し、2028年3月31日以前に終了するものに限り（1年間）。
- (2) 複数年度にわたる事業を申請される場合には、応募時に全体および各年度の明確かつ具体的な事業計画を提出してください。ただし助成は初年度のみとなります。

6 助成金の対象となる経費

- ・ 事業活動に要する、常識的な範囲・金額にかかる各種経費を対象とします。
- ・ 助成対象となったすべての経費につき明確な積算根拠の資料を提出いただきます。（物品購入等については申請時に見積書等、事業完了後には領収書が必要です。人件費等については積算根拠の数字について説明資料が必要です。）

（ハード事業）伐出費、運搬費、作業道開設費、造林保育費

- ・ 活動に直接携わる者の人件費
- ・ 当該活動に必要な林業機械・車両の燃料費、償却費
- ・ 林業機械や車両、パソコン等のリース、レンタル料
- ・ 当該活動に必要なパソコン等のソフトウェア
- ・ 当該活動に必要と認められる高価でない作業用具、資材、資料の購入費やリース・レンタル料

- ・現地での活動にかかる電車、車等の交通費、レンタカー代
- ・当該活動にかかる保険料

(ソフト事業) 境界明確化等調査費、座談会・郵送代等推進費、研修会議費、森林データ整備費、森林・生態系調査費、森林病虫獣害等調査費、森林利活用企画費、獣害対策費

- ・当該活動にかかる外部の講師や専門家への謝金と実費交通費
- ・当該活動に必要な会議等開催場所の借上料、会議資料作成費、機器レンタル料
- ・当該活動に必要な事務用品購入費用、文書等郵送費
- ・当該活動に必要な森林データベース作成費

以下のものは原則として対象になりません。

(ハード事業)

- ・林業機械や車両、パソコン等の高額なものや汎用性が高いものの購入費用
- ・遠隔地への移動にかかる交通費
- ・固定資産にあたる事務所・施設・遊具等の設置・購入費
- ・団体の事務所・施設・遊具等の維持費、家賃等

(ソフト事業)

- ・外部の研修会や講演会への参加費、出張費、宿泊費等
- ・団体、個人との交流費、交際費、接待費等
- ・団体、個人への会費、寄付金、謝礼、土産代
- ・掲載料、放送料等にかかる広告・広報の費用等

7 応募の前提となる条件

- ・応募に際して、市町村に本事業にかかる森林環境譲与税等の活用を打診のうえ、「2026 年度公益信託 農林中金森林再生基金（農中森力(もりぢから)基金) 提出書類および確認事項チェックリスト」に打診状況を記載願います。
- ・事業完了後 1 ヶ月以内に、「事業完了報告書」や成果物等を提出のうえ、事務局主催の事業発表会にて事業成果を発表いただきます。
- ・事業完了後も継続して、情報提供・報告（年次アンケート等）に協力願います。

8 選考方法と助成金支給、報告提出義務

(1) 一次審査 (2026年9月頃)

- ・主に事業内容の公益性・創造性・事業効果等および申請団体の事業運営能力を審査します。

(2) 二次審査 (2027年2月頃)

- ・一次審査を通過した団体について、事業計画数値の適正性を審査・検証します。必要となる詳細な積算根拠資料等を提出いただきます。

- ・原則として現地実査を行い、事業計画との整合性を検証します。
- ・相場と乖離した不適正な事業数値の計上、著しい資料提出遅延等の不誠実な対応等が見られた場合は、審査対象外とします。

(3) 概算払い（前払い）の実施（2027年4月以降）

- ・本基金の助成は、原則として1年後の事業完了後、報告書等の提出、事業内容の精査後に支給します。
- ・ただし、希望される場合には、二次審査終了、助成決定後、助成決定額の半分まで概算払い（前払い）を実施します。
- ・概算払い（前払い）は1回のみです。その場合は「概算払い請求書」を提出してください。

(4) 事業の完了報告、助成金支給（2028年4～6月頃）

- ・事業完了後1ヶ月以内に、「事業完了報告書」や成果物等を提出していただきます。
- ・事業完了報告等の精査後、内容が適正であれば、助成金を支給します。概算払い（前払い）実施済の場合は残額を支給します。
- ・事業完了報告により必要額が決定額を下回る場合は、余剰分については助成を見送らせていただきます。報告内容に不適正な数字の計上がある場合や報告書の著しい提出遅延等、不誠実な対応がある場合には、助成金を支給せず、また概算払い（前払い）実施済みの分は返金していただくことがあります。
- ・原則として現地実査を行い、事業完了報告との整合性を検証します。
- ・事業完了後も継続して報告を求めることがあります。

(5) 助成金支給後（2028年6～7月頃）

- ・事業成果を成果発表会にて発表していただきます。
- ・事業完了後も継続してアンケート（年次）に回答いただきます。

【参考】提出資料例

○ 申請時（一次審査前、4～6月）

助成金交付申請書、法人登記簿謄本、直近の営業報告書・財務資料

○ 〃（二次審査前、10～12月）

積算根拠資料、所有者との長期契約（写）、個人情報保護法対応資料、その他関係資料

○ 報告時（事業完了後、4月頃）

事業完了報告書、事業報告書、確認資料（帳簿、契約書、領収書等の写し、事業実施前後の写真、成果物にかかる資料）

9 募集期間と応募方法

(1) 募集期間 2026年4月1日（水）～2026年6月30日（火）

（当日消印有効）

- (2) 所定の申請書に記入の上、正・副2部(2部とも押印、片面印刷、ホチキス留めなし)を全国森林組合連合会あてに書留郵便にて送付してください。

10 選考結果・その他

- (1) 提出いただいた申請書および添付書類は返却いたしません。選考結果は申請者全員に書面で通知いたします(一次審査結果 2026年9月頃、二次審査結果 2027年2月頃)。
- (2) 原則として、助成先の下承を得て事業内容を公開します。
- (3) 当基金についての詳細を別途「Q&A」として取りまとめておりますので、参照してください。

11 個人情報の保護に関する法律について

- (1) 2005年4月1日に個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法)が施行されています。本基金の申請資料(添付資料)には、林地所有者の名前や住所等の個人情報が入ることになります。申請者においては、個人情報保護法に基づいた適切な対応をお願いいたします。
- (2) 個人情報を取得した場合、本基金の申請(主に二次審査)にあたっては、所定の資料のほかに上記個人情報保護法に対応した資料(利用目的明示の資料等)の添付をお願いいたします。同資料の添付がなく申請資料に個人情報が記載されている場合には、当該申請資料は受領できませんので、ご注意ください。

12 問合せ及び申請書請求、送付先

所定の助成金交付申請書を全国森林組合連合会宛請求し、ご記入のうえ、正・副2部を本基金の事務受任者である全国森林組合連合会あてにご提出ください。

なお、申請書は全国森林組合連合会のホームページ(全森連からのお知らせ)からダウンロードすることができます。また、募集要項等は農中信託銀行(社会貢献活動)、農林中央金庫(ニュースリリース)のホームページからも参照いただけます。

○全国森林組合連合会ホームページ

<https://www.zenmori.org/>

公益信託 農林中金森林再生基金(農中森^{もりぢから}力基金)のお問合せ先

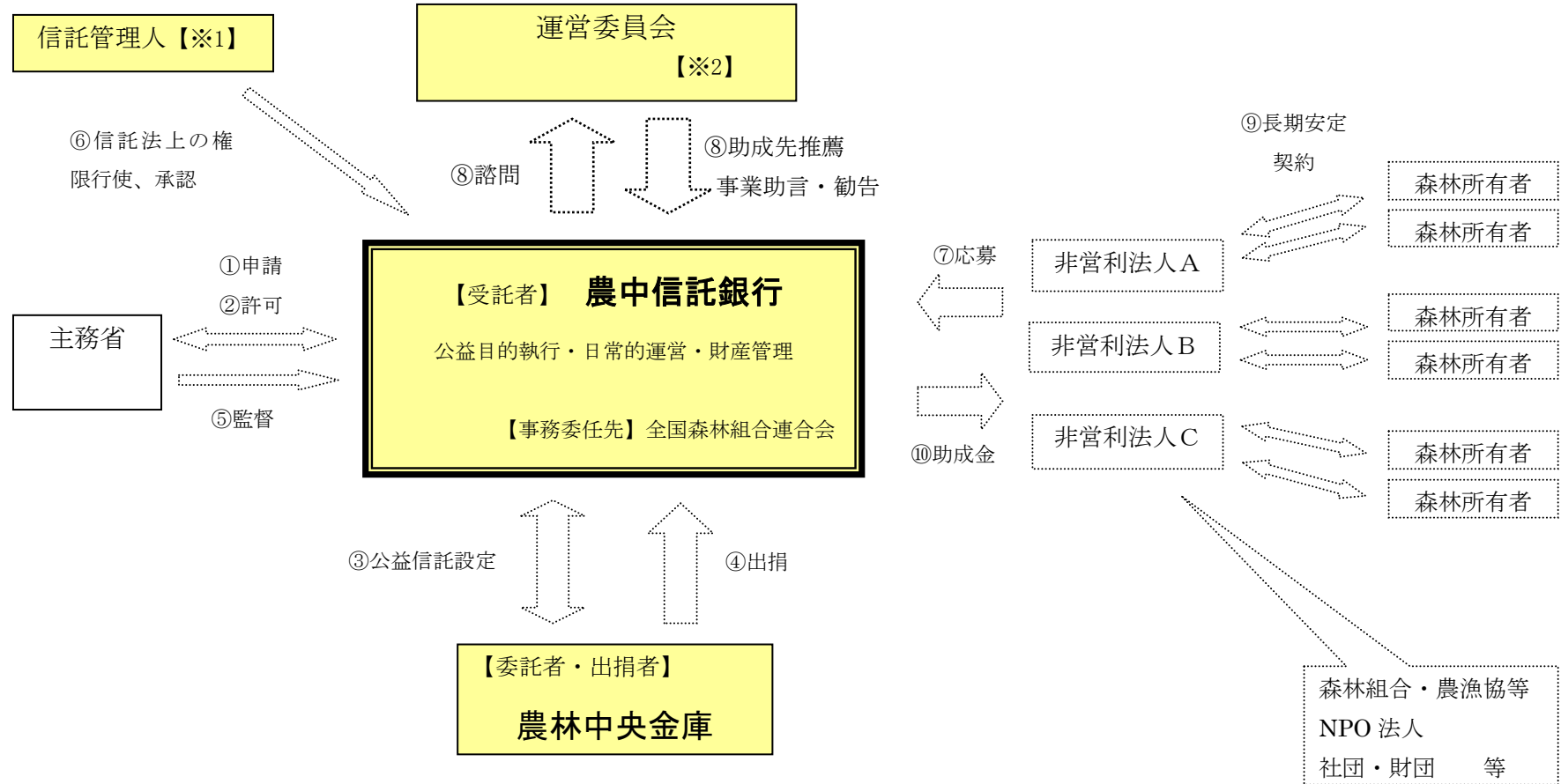
全国森林組合連合会 組織部 林政課 (TEL 03-6700-4735)

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-9-16 丸石第2ビル 6階

農中信託銀行株式会社 営業推進部 (TEL 03-5281-1402)

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-2-1 KANDA SQUARE 5階

農中森力基金のスキーム図



【※1】 不特定多数の受益者の代表として、受託者の職務執行を監督し、重要事項を承認する。

【※2】 公益目的遂行のため助成先の推薦や公益信託の事業遂行について助言・勧告を行う。学識経験者数名で構成。